教職教養 学習指導要領(その1)

1 全体の構成

前文

第1章 総則

第1 小学校教育の基本と教育課程の役割

第4 児童の発達の支援

第2 教育課程の編成

第5 学校運営上の留意事項

第3 教育課程の実施と学習評価

第6 道徳教育に関する配慮事項

第2章 各教科 1国語 2社 3算 4理 5 生 6音 7図 8家 9体 10 外国語

第3章 特別の教科 道徳

第4章 外国語活動

第5章 総合的な学習の時間

第6章 特別活動

2 前文

1 ESDEDNT

これからの学校には、こうした教育の目的及び目標の達成を目指しつつ、一人一人の児童が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓(ひら)き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが求められる。このために必要な教育の在り方を具体化するのが、各学校において教育の内容等を組織的かつ計画的に組み立てた教育課程である。

ESD は「Education for Sustainable Development」の略 =持続可能な社会の創り手を育む教育

これらの現代社会の問題を自らの問題として主体的に捉え、人類が将来の世代にわたり恵み豊かな生活を確保できるよう、身近なところから取り組む(think globally, act locally)ことで、問題の解決につながる新たな価値観や行動等の変容をもたらし、持続可能な社会を実現していくことを目指して行う学習・教育活動

② 社会に関かれた教育課程について

- よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという理念を学校と社会とが共有
- 必要な学習内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを教育課程において明確に(する)
- ・社会との連携及び協働によりその実現を図(る)

教職教養 学習指導要領(その2)

第1章総則 第1 小学校教育の基本と教育課程の役割

・主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通して、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、次の(1)から(3)までに掲げる事項の実現を図り、児童に生きる力を育むことを目指す

[知]

(1)基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かし多様な人々との協働を促す教育の充実に努めること。その際、児童の発達の段階を考慮して、児童の言語活動など、学習の基盤をつくる活動を充実するとともに、家庭との連携を図りながら、児童の学習習慣が確立するよう配慮すること。

【徳】

(2)道徳教育や体験活動,多様な表現や鑑賞の活動等を通して、豊かな心や創造性の涵(かん)養を目指した教育の充実に努めること。

学校における道徳教育は、特別の教科である道徳(以下「道徳科」という。)を要として学校の教育活動全体を通じて行うものであり、道徳科はもとより、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて、児童の発達の段階を考慮して、適切な指導を行うこと。

道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標とすること。

【体】

(3)学校における体育・健康に関する指導を、児童の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うことにより、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実に努めること。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、体育科、家庭科及び特別活動の時間はもとより、各教科、道徳科、外国語活動及び総合的な学習の時間などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めること。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮すること。

資質・能力 3つの柱 ①知識及び技能 ②思考力、判断力、表現力 ③学びに向かう力、人間性

カリキュラム・マネジメント → PDCAサイクルの考え

- 教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと
- ・教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと
- ・教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくこと

教職教養 学習指導要領 (その3)

第1章総則 第2 教育課程の編成

- 2 教科等横断的な視点に立った資質・能力の育成
- (1) 言語能力,情報活用能力(情報モラルを含む。),問題発見·解決能力等の学習の基盤となる資質・能力 → 各教科等の特質を生かし、教育課程の編成
- (2) 豊かな人生の実現、災害等を乗り越えて次代の社会を形成することに向けた現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力 → 各学校の特色を生かした教育課程の編成
 - *(各教科等の授業)…年間35週(第1学年については34週)以上にわたって行うよう計画。 週当たりの授業時数が児童の負担過重にならないようにするものとする。(3(2)ア)

第1章総則 第3 教育課程の実施と学習評価

主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

(1) 資質・能力3つの柱を偏りなく実現

学習の対象となる物事を捉え思考することにより、各教科等の特質に応じた物事を捉える視点や考え方(以下「見方・考え方」という。)が鍛えられていくことに留意し、児童が各教科等の特質に応じた見方・考え方を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう過程を重視した学習の充実を図ること。

(2)言語能力の育成

- ・必要な言語環境を整える
- ・国語科を要としつつ各教科等の特質に応じて、児童の言語活動を充実する
- ・読書活動を充実する

(3)情報活用能力の育成

- ・コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整える
- ・これらを適切に活用した学習活動の充実を図る
- ・各種の統計資料や新聞、視聴覚教材や教育機器などの教材・教具の適切な活用を図る

【学習評価の充実】

- (1)児童のよい点や進歩の状況などを積極的に評価し、学習したことの意義や価値を実感できるようにすること。また、各教科等の目標の実現に向けた学習状況を把握する観点から、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら評価の場面や方法を工夫して、学習の過程や成果を評価し、指導の改善や学習意欲の向上を図り、資質・能力の育成に生かすようにすること。
- (2)創意工夫の中で学習評価の妥当性や信頼性が高められるよう、組織的かつ計画的な取組を推進するとともに、学年や学校段階を越えて児童の学習の成果が円滑に接続されるように工夫すること。

教職教養 学習指導要領 (その4)

第1章総則 第4 児童の発達の支援

1 児童の発達を支える指導の充実

学級経営 学習や生活の基盤として、教師と児童との信頼関係及び児童相互のよりよい人間関係を育てる

*ガイダンス 主に集団の場面で必要な指導や援助

カウンセリング 個々の児童の多様な実態を踏まえ、一人一人が抱える課題に個別に対応した指導

生徒指導, 自己の存在感を実感しながら、よりよい人間関係を形成し、有意義で充実した学校生活を送る中で、現在及び将来における自己実現を図っていくことができるよう、児童理解を深め、学習指導と関連付けながら、生徒指導の充実を図る

キャリア教育 学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な 基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう、特別活動を要としつつ各教科等の特質に応じ て、キャリア教育の充実を図る

個に応じた指導

- ・個別学習やグループ別学習 ・繰り返し学習 ・補充的な学習や発展的な学習
 - ・学習内容の習熟の程度に応じた学習 ・児童の興味・関心等に応じた課題学習

道徳教育関係(第1章・第3章のうち「総則第1 生きる力(徳育部分)」以外)

目標 よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる。

体制 道徳教育の目標を踏まえ、道徳教育の全体計画を作成し、校長の方針の下に、道徳教育の推進を主に 担当する教師(以下「道徳教育推進教師」という。)を中心に、全教師が協力して道徳教育を展開すること。

実践方針

- ・学校や学級内の人間関係や環境を整えるとともに、集団宿泊活動やボランティア活動、自然体験活動、地域の行事への参加などの豊かな体験を充実すること。また、道徳教育の指導内容が、児童の日常生活に生かされるようにすること。その際、いじめの防止や安全の確保等にも資することとなるよう留意すること。
- ・問題解決的な学習、道徳的行為に関する体験的な学習等を適切に取り入れる
- ・特別活動等における多様な実践活動や体験活動も道徳科の授業に生かすよ
- **評価** 児童の学習状況や道徳性に係る成長の様子を継続的に把握し、指導に生かす。 数値などによる評価 は行わない

教職教養 学習指導要領(その5)

第5章 総合的な学習の時間 *高校では「総合的な探求の時間」

- **目標** 探求的な見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通して、よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていくための資質・能力を次のとおり育成することを目指す。
- (1) 探究的な学習の過程において、課題の解決に必要な知識及び技能を身に付け、課題に関わる概念を形成し、探究的な学習のよさを理解するようにする。
- (2) 実社会や実生活の中から問いを見いだし、自分で課題を立て、情報を集め、整理・分析して、まとめ・表現することができるようにする。(探求の過程 4プロセス)
- (3) 探究的な学習に主体的・協働的に取り組むとともに、互いのよさを生かしながら、積極的に社会に参画しようとする態度を養う。
- *各学校において、目標、内容を定める

第6章 特別活動

- **目標** 集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせ、様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、 互いのよさや可能性を発揮しながら集団や自己の生活上の課題を解決することを通して、、、
- (1) 多様な他者と協働する様々な集団活動の意義や活動を行う上で必要となることについて理解し、行動 の仕方を身に付けるようにする。
- (2) 集団や自己の生活、人間関係の課題を見いだし、解決するために話し合い、合意形成を図ったり、意思決定したりすることができるようにする。
- (3) 自主的、実践的な集団活動を通して身に付けたことを生かして、集団や社会における生活及び人間関係をよりよく形成するとともに、自己の生き方についての考えを深め、自己実現を図ろうとする態度を養う。
 - ① 学級活動(高校 ホームルーム活動)
 - → (1)学級や学校における生活づくりへの参画
 - (2)日常の生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全
 - (3)一人一人のキャリア形成と自己実現
 - ② 児童会(生徒会)活動
 - (③ クラブ活動)
 - ④ 学校行事
 - 1 儀式的行事
 - 2 文化的行事
 - 3 健康安全・体育的行事
 - 4 遠足・集団宿泊(旅行・集団宿泊)的行事
 - 5 勤労生産・奉仕的行事